

別表1 (第3条第1号関係)

事業	区分	10アール当りの交付単価	
農地維持 支払交付 金事業	農地維持 支払交付 金	(1) 基本単価	
		地目区分	交付単価
		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
		(2) 小規模集落支援加算単価	
		<p>事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。</p> <p>ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円/年を上限とする。</p> <p>また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</p>	
		地目区分	交付単価
		田	1,000円
		畑	600円
		草地	80円

別表2 (第3条第2号関係)

事業	区分	10アール当りの交付単価	
資源向上 支払（共 同活動） 交付金事 業	資源向上 支払（共 同活動） 交付金	(1) 基本単価	
		地目区分	交付単価
		田	2,400円
		畑	1,440円
		草地	240円
		(2) 継続地区の交付単価	
		<p>旧要綱に基づく共同活動支援交付金事業又は農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）交付金事業を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上支払（長寿命化）交付金事業の対象農用地については、(1)の基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。</p>	
		(3) 多面的機能の増進を図る活動の取り扱い	
		<p>多面的機能の増進を図る活動に取り組みない活動組織の対象農用地は、当該単価に6分の5を乗じた額を交付単価とする。</p>	
		(4) 加算単価	

		<p>ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援</p> <p>多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能実施要領別記1-2第3に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能実施要領別記1-2第3に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合は、表中の額を加算した交付単価とする。</p> <table border="1" data-bbox="662 633 1230 801"> <thead> <tr> <th>地目区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援</p> <p>アの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。</p> <p>(a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合</p> <p>(b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合</p> <table border="1" data-bbox="662 1368 1230 1536"> <thead> <tr> <th>地目区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table>	地目区分	交付単価	田	400円	畑	240円	草地	40円	地目区分	交付単価	田	400円	畑	240円	草地	40円
地目区分	交付単価																	
田	400円																	
畑	240円																	
草地	40円																	
地目区分	交付単価																	
田	400円																	
畑	240円																	
草地	40円																	

別表3（第3条第2号関係）

事業	区分	交付金の額	
		区分	1組織あたりの交付額
資源向上 支払（共同活動） 交付金事業	資源向上 支払（共同活動） 交付金	3集落以上又は50ha以上200ha未満	4万円
		200ha以上1,000ha未満	8万円
		1,000ha以上	16万円

別表4 (第3条第3号関係)

事業	区分	10アール当りの交付単価	
資源向上 支払(長 寿命化) 交付金事 業	資源向上 支払(長 寿命化) 交付金	地目区分	交付単価
		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円

別表5 (第3条第5号関係)

事業	区分	交付金の額
環境保 全型農 業直 接支 払交 付金 事業	環境保 全型農 業直 接支 払交 付金	環境農業交付等要綱別紙第1の5に規定する交付単価に基づき、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と合わせて行う次の(1)から(10)の取組ごとの10アール当たりの交付単価に、それぞれの実施面積を乗じて得た額の合計額とする。
		(1) カバークロップ 6,000円
		(2) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 4,400円
		(3) 有機農業の取組
		ア 有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)の取組 3,000円
		イ 有機農業(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外)の取組 12,000円
		(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業(※)を実施する場合に限り2,000円を加算)
		(4) リビングマルチ 5,400円
		うち、小麦・大麦等を作付けした場合 3,200円
		(5) 草生栽培 5,000円
		(6) 冬期湛水管理
ア 有機質肥料施用、畦補強等実施 8,000円		
イ 有機質肥料施用、畦補強等未実施 7,000円		
ウ 有機質肥料未施用、畦補強等実施 5,000円		
エ 有機質肥料未施用、畦補強等未実施 4,000円		
(7) 炭の投入 5,000円		
(8) 長期中干し 800円		
(9) 秋耕 800円		
(10) 不耕起播種 3,000円		
(11) 有機農業の取組の拡大に向けた活動 4,000円		

(※) 土壌診断を実施するとともに、(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれか1つ以上を実施する場合

別表6（第6条関係）

事業	区分	交付金額	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
農地維持支払 交付金事業	農地維持支払 交付金	定額	第1号様式 に記載の交付を受けようとする交付金等の額の3割以上の増減	事業実施主体の変更
資源向上支払 (共同活動) 交付金事業	資源向上支払 (共同活動) 交付金	定額		
資源向上支払 (長寿命化) 交付金事業	資源向上支払 (長寿命化) 交付金	定額		